

地域建設業経営強化融資制度による 債権譲渡の対象となる工事の一部拡大について

横浜市発注工事については、「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図られるよう工事請負代金の債権譲渡の運用を平成20年12月3日から開始しておりますが、今日の社会経済情勢を踏まえて、債権譲渡の対象となる工事を一部拡大しましたのでお知らせします。

1 拡大内容

債権譲渡を承諾する対象工事のうち、債務負担行為に係る工事及び継続費を設定した工事については、「最終年度で年度内に終了見込みの工事」に加え、「次年度に工期末を迎える工事で残工期が1年未満の工事」も対象とします。

また、繰越工事及び繰越が見込まれる工事については、「前年度からの繰越工事で年度内終了見込みの工事」に加え、「次年度に工期末を迎える繰越工事で残工期が1年未満の工事」も対象とします。

※ ただし、承諾申請は一括して行うこととし、いずれも年度毎の分割譲渡の申請はできません。

2 適用基準日

平成21年7月13日

3 要綱

地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱（平成21年7月13日改正）

URL : http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/saikennjyouto_youkou.pdf

<お問合せ先> 行政運営調整局 契約第一課 工事第二係
電話：671-2246、2247